

平成二十八年二月十五日提出  
質問第一三一号

国会審議への遅刻で防衛省幹部が処分されたことに関する第二回質問主意書

提出者 鈴木貴子

国会審議への遅刻で防衛省幹部が処分されたことに関する第三回質問主意書

中谷防衛大臣は本年一月二十一日、同月十八日の参議院予算委員会に遅刻したとして、防衛省の眞部朗整備計画局長、防衛装備庁の石川正樹官房審議官、堀地徹装備政策部長の三人を訓戒処分とした。また黒江哲郎防衛事務次官、渡辺秀明防衛装備庁長官、豊田硬官房長ら三人も、監督責任があったとして注意処分とした。

右と、「前回答弁書」(内閣衆質一九〇第一一〇号)及び「前々回答弁書」(内閣衆質一九〇第八一号)を踏まえ、再質問する。

一 前々回質問主意書で、大雪の影響で国会審議に遅刻したとして、防衛省の眞部朗整備計画局長、防衛装備庁の石川正樹官房審議官、堀地徹装備政策部長の三人が訓戒処分とされ、また、黒江哲郎防衛事務次官、渡辺秀明防衛装備庁長官、豊田硬官房長ら三人も、監督責任があったとして注意処分されたことに関し、今回の遅刻は、大雪の影響が原因であるのだから、右六人への処分はいきすぎではないかと、中谷防衛大臣の見解を問うたところ、「前々回答弁書」(内閣衆質一九〇第八一号)では、「御指摘の事案に関し平成二十八年一月二十一日に防衛大臣が行った訓戒及び注意は、訓戒等に関する訓令(昭和三十一年防

衛庁訓令第三十三号)に基づき、行為の態様、影響等を含め諸般の事情を総合的に考慮して行ったものであり、適切なものであると考えている。」との答弁がなされた。それに対し、前回質問主意書で、「人命にかかわることでもなければ、国会審議に影響を与えてもいない。今回の処分は常識的に考えてもいきすぎではないか。」と改めて、中谷防衛大臣の見解を問うたところ、「前回答弁書」(内閣衆質一九〇第一一〇号)では、「先の答弁書(平成二十八年二月二日内閣衆質一九〇第八一号)一及び二についてでお答えしたとおり、平成二十八年一月二十一日に防衛大臣が行った訓戒及び注意は、行為の態様、影響等を含め諸般の事情を総合的に考慮して行ったものであり、適切なものであると考えている。」との「前々回答弁書」と同様の答弁をなされている。右三人が国会審議に遅刻したことで、何か国会運営に支障が生じたのか。

二 大雪という自然現象で遅刻したが、結果的に国会運営には支障がなかったと承知するが、それなのに何故処分なのか答えられない。  
右質問する。